

### 「桜島大正噴火」

「大正3年1月12日午前10時、桜島は俄然大噴発した。黒煙はもうもうとして天に沖し、噴煙は3万尺の高きにのぼれるに至った」。これが「鹿児島市史」における桜島の「大正噴火」のくだりです。噴煙が空高く上がったと同時に当時の山本市長代理は対策を協議するため県庁に走り、その陣頭指揮のもと、桜島からの避難・遭難者が上陸を開始したときには炊き出し体制が既に整っていたとのこと。

桜島大爆発後の最初の鹿児島市会は、爆発から18日目、噴煙と地震が収まって市内が平穏を取り戻した1月30日に開かれ、27人が出席しました（欠席9人）。炊き出しの握り飯を配送中、倒れてきた石垣により殉職した市土木作業員に弔慰金として3000円を贈ることを決議し、各方面からの援助に対して、陸海軍や県立病院に議長名の感謝状を贈呈しました。

時を経て、市議



大正3年1月12日の桜島大爆発

会では昭和52年9月16日に「桜島爆発対策特別委員会」を設置し、降灰被害の調査検討を行い、関係法令の充実など、国・県に援助強化を求めることになりました。その陳情運動の結果、従来の活動火山法が改正され、題名も「活動火山対策特別措置法」に改められ、53年4月26日に施行されました。この「桜島爆発対策特別委員会」は現在も、毎年、中央陳情や行政調査などの活動を続けています。

本年1月12日には、大正噴火から100年を迎えました。大正噴火により、多くの尊い人命・財産が奪われました。今後、大噴火がいつ起こっても、被害を最小限に止めるため、大正噴火の教訓を貴重なものとして後世に伝え、生かしていかなければなりません。